

経済不況を反映しているものと察せられますが、担当課の一層の努力を期待するものでございます。

同じく第一表の実質収支額の欄を見ますと、一億千八百十九千円の黒字であります。単年度収支額では千九百四十三万四千円の赤字で、前年度よりもさらに増加いたしております。しかし、その内容を見ますと、当年度に設置された財政調整基金に三億四千万円の積み立てがありますので、実質的には黒字とみなされるので、問題はないと考えます。

続いて、第四表の経常収支の状況のところでは、経常一般財源つまり毎年度決まって収入され、かつ使い道に拘束されない財源から人件費などの義務的経費や物件費などに充当できる経費との比率を見ますと、七六％でございます。都下二十六市の平均比率は八三・八％で、最も低い比率の武蔵野市が七二・二％、次いで日野市の七三・七％で、当市の場合、三番目に位置いたしております。従来から、経験的には、市の場合七五％程度に収まる

ことが妥当と考えられ、八〇％を超えると財政は弾力性を失いつつあると言われておりますので、当市の場合、適正な財政運営と認められますが、前年度と対比すると〇・九％ふえ、職員の給与改定の見送りを考慮すると、硬直化のきざしてはないかと懸念いたしますものでございます。

以上、実施した審査の結果から、前年度同様、収支の均衡が図られ、その執行に当たって、おおむね良好であると認められました。

さて、御承知のように、当年度の国内における経済情勢は依然として個人消費が低迷し、貿易摩擦の高まりから、景気は総じて好転する様相は見えず、低成長で推移いたしましたのでございいます。

こうした中にありましても、高齢化社会への移行に伴う行政需要の多様化、あるいは量的なものから質的なものへの変化など、これらに対応することが行政の責務であると考えるところで

ございます。このような課題に対しても、自主財源の乏しい同市にとって、平素から事業事務の簡素化、合理化を図って、経費を節減することはもちろんです。国に対しては、もっと積極的に当市の置かれていゝ現状を有利に展開し、財源の確保に務めなくてはならないと思います。

また、経済の低成長下にあつては収入増が期待できないことから、受益者負担の原則を取り入れ、社会経済情勢の変化に対応しての対応と、先見性に立った財源の重点的、効率的な配分を考え、節度ある財政運営を図っていくことが重要であると思います。

一般会計の決算審査を報告するに当たりまして、感じたことを申し上げ、補足意見といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号については、委員二十二人をもって構成する昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は、委員二十二人をもって構成する昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よつて議案第八十

七号については、二十二人の委員をもって構成する昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員の専任^兼については、委員会条例第五条第一項の規定により、

林田 武君、在原 博君、村野和一郎君、石川 泰一君、
赤星行人君、斎藤 晃君、井上寅吉君、石川 保君、
上野重勝君、木村徳藏君、原 敏子君、遠藤洋一君、
小野沢久君、仲村清信君、加藤謹之助君、高水惣八君、
東田正治君、堀川 實君、宮沢良一君、指田保雄君、
村尾栄治君、関 米吉君、
以上二十二名を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名した諸君を昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十二議案第八十八号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(会計課長 持田 晃君登壇)

○会計課長(持田 晃君) 御指名をいただきましたので、議案第八十八号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計決算につきまして御説明申し上げます。

お手元にご覧いただきます 昭和五十七年度福生市決算書の二七ページをお開きいただきしたいと思います。

それでは、歳入から御説明いたします。

歳入予算総額は十一億九千二百三十一万五千円に對しまして、収入済額は十一億九千八百三十九万二千三百三十三円でございます。収入率は一〇・五〇％となっております。

続きまして、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 国民健康保険税 予算現額三億六千七十九万円に對しまして、収入済額三億六千九百三十七万三千八百八十円でございます。前年度に比較いたしまして七・一〇％の増収となっております。

第二款 国庫支出金 予算現額六億六千二百三十二万二千円、収入済額六億四千二百三十三万八千三百八十三円でございます。前年度に比較いたしまして一・六〇％の増となっております。国庫支出金のうち国庫負担金が六億一千百八十一万三千三百八十三円でございます。そのうち主な収入は、診療費に對します療養給付費負担金で、五億八千二百二十一万八千六百六十七円でございます。同じく国庫補助金は三千五十二万五千円が収入されまして、その収入が高額療養費補助金二千三十万八千円でございます。

第三款 都支出金 予算現額八千二百九十二万二千円に對しまして、収入済額九千八百五十一万七千四百四十四円でございます。主な収入は高額療養費補助金八千九百七千四百五十四円、及び老人医療助成に伴う保険者負担増補助金千七百四十万二千八百七十円でございます。

第四款 財産収入でございますが、予算減額十円でございますが、本年度収入はゼロでございます。

第五款 繰入金 予算減額六千二百万円に對しまして、収入済額六千二百万円、これは一般会計からの繰入金でございます。

第六款 繰越金 予算現額千七百三十九万二千円に對しまして、収入済額千七百三十九万二千五百十六円、これは翌年度からの繰越金でございます。

第七款 諸収入 予算現額六百七十八万八千円に對しまして、収入済額八百七十七万一千五百三十円でございます。その内訳は、保険税滞納に伴う延滞金収入が百五十万八千二百円、預金利子が二百

二十九万八千五百十九円、その他雜入でございますが、四百九十六万四千八百一十一円、これは第三者行為によります。納付金でございます。第一款から第七款までの収入済額の合計でございますが、十一億九千八百三十九万二千三百十三円でございます。前年度と比較いたしまして六・三〇の増となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。

二九パーセントをお開き願いたいと思います。

歳出の予算総額は十一億九千二百二十一万五千円に對しまして、支出済額は十一億三千五百六十四万五千六円、予算執行率は九五・三〇でございます。

次、歳出の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 総務費。予算現額五千二十五万七千円に對しまして、支出済額四千五百八十七万三千百六十五円、うち総務管理費が四千五百二十二万二千五百七十五円、主な支出は、職員に対する人件

費及び事務費でございます。

同じく徴税費六十五万五千九百九十円、これは保健委員に對する報酬金でございます。

第二款 保健給付費。予算現額十一億二千百万円に對しまして、支出済額十億七千二百二十二万一千八百六十二円でございます。前年度に比較いたしまして一・七〇の増となっております。保健給付費のうち療養諸費は九億四千九百八十七万四千五百四十九円、主な支出は療養給付費で九億二千六百四十七万三千五百十六円、給付件数は八万七千二百四十八件でございます。

同じく高額療養諸費は一億百二十九万一千三百十三円でございます。給付件数千八百二十四件でございます。

同じく助産費が千七百四十万円、給付件数百七十六件でございます。

同じく葬祭費が三百三十万円。給付件数百十件、同じく育児諸費三十五万六千円、これは育児手当金百七十八件分でございます。

ます。

第三款 老人保健拠出金。予算現額千六百十八万二千円、支出済額千五百六十九万七千二百九十九円でございます。これは昭和五十八年二月から始まりました老人保健事業の老人保健医療及び老人保健事務費の拠出金でございます。

第四款 保健施設費。予算現額五十一万三千円、支出済額三十万三千四十円。これは被保険者に対する医療費通知に要する経費及び保養施設利用者に対する扶助でございます。

第五款の公債費は、支出ゼロでございます。

第六款 諸支出金。予算現額二百六十二万八千円、支出済額百四十七万九千六百四十円。主な支出は、過誤納保険税の還付金百五万二千六百四十円でございます。

第七款の予備費は、支出額ゼロでございます。

歳出の支出済額の合計は十一億三千五百六十四万五千六円、前年度と比較いたしまして二・三割の増となっております。

歳入歳出の差引残額は六千二百七十四万五千二百七円となります。以上で国民健康保険会計の歳入歳出決算の内容につきまして御説明申し上げます。

大変雑駁な御説明でございましたけれども、何とぞ慎重御審査をいただきまして、原案御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（田村市郎君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 木村治男君登壇）

○ 監査委員（木村治男君） 御指名でございますので、昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計の決算審査について御報告申し上げます。

詳しい内容につきましては、お手元に御配付の決算意見書のとおりでございます。ここでは補足的な意見を若干述べさせていただきます。

当年度の決算は六千二百七十四万五千円が収支差引残額でございます。単年度収支額は、前年の赤字から黒字に転じてはいるものの、繰越金、繰入金等で収支が保たれている現状でございます。まして、当年度も引き続き厳しい結果になっております。診療費の中の特に高額療養費あるいは受診率などは、年々増高の傾向にありますので、これらの推移につきましましては、財政運営上、特に留意を要するものと思われれます。

また、特に感じましたことは、レセプトの間違ひが多いということでございます。当年度は、レセプトのチェックにより約一千四百万円の金額を見つけ出したとりのことで、今後とも、綿密に実施するとともに、審査機能を強化することも必要かと考える次第でございます。

今後、被保険者はもとより、医療機関等にも御協力を願って、国保事業が健全に運営推進されるよう要望いたします。簡単でございますが補足説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

○議長（田村市郎君） これより本案に対する質疑を行います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第八十八号については、厚生委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十

八号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。
五時五分まで休憩いたします。

午後四時五十五分 休憩

午後五時七分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告をいたさせます。

（木林田議会事務局長報告）

一、昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員、長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（田村市郎君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長
の互選結果が参っております。

ここで、正副委員長になられた方々から、ごあいさつを願います。

まず、委員長 上野重勝君。

（昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長 上野重勝君登壇）

○昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長（上野重勝君） ただいま委員の互選の結果、昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長に選任を承りました。

一年生の立場で大変に光栄に存するとともに、責任の重大さを痛感をしております。

どうか議員の皆様方の御協力によりまして、無事大仕が果たされますようお願い申し上げます。簡単でございますが、あいさつにいたします。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（田村市郎君） 次に、副委員長 木村徳藏君。

（昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会副委員長 木村徳藏君登壇）

○昭和五十七年度福生市一般会計決算審査特別委員会副委員長（木村徳藏君） 先ほど特別副委員長を命ぜられました木村でございます。ごらんのとおり浅学でございます。先輩また同期の皆様方の御支援によりまし

て、何とか無事この大任を果たしたいと思ひます。

よろしく御支援のほど心からお願い申し上げます。簡単でございますが就任のごあいさつにかえさせていただきます。（拍手）

○議長（田村市郎君） 以上で正副委員長のごあいさつは終わりました。

○議長（田村市郎君） 日程第十三 議案第八十九号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（会計課長 持田 巽君登壇）

○会計課長（持田 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第八十九号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

決算書の二七七ページをお開きいただきたいと思ひます。

本会計は、昭和五十八年二月に施行されました老人保健法によ

る七十歳以上の老人等にかかわる医療費の会計を行うためのもので、昭和五十七年度は一月分の収支でございます。

それでは、歳入から御説明いたします。

歳入予算総額は六十九万六千五百八十円で、収入済額は四千八百四十一万円でございます。収入率は六九五〇となっております。

続きまして、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 支払基金交付金。予算現額四千八百七十九万九千円に對しまして、収入済額三千二百四十七万一千円でございます。これは保険者から拠出されました社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

第二款 国庫支出金。予算現額一千三百九十万五千円に對しまして、収入済額九百九十六万九千円でございます。これは医療費に對する国の負担金でございます。

第三款 都支出金。予算現額三百四十七万六千円に對しまして、収入済額二百四十九万二千円でございます。医療費に對する都の負担

金でございます。

第四款 繰入金。予算現額三百四十七万八千円に對しまして、収入済額三百四十七万八千円、これは、同じく医療費に對します市の負担分の繰入金でございます。

歳入の収入済額の合計は四千八百四十一万円となります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。

歳出予算総額は六千九百六十五万八千円に對しまして、支出済額は四千三百五十四万二千六百三十六円で、予算執行率は六二・五％でございます。

支出済額の内容につきましては、医療給付費が四千三百四十五万八千円、及び審査支払手数料が九万二千五百五十六円でございます。以上、歳入歳出差し引きの残額は四百八十六万七千三百六十四円となります。

以上で老人保健医療特別会計の歳入歳出決算の内容につ

きまして御説明申し上げます。

大変雑駁な御説明でございましたが、何とぞ慎重御審査をいただきまして、原案御認定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（田村市郎君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員、木林田治男君登壇）

○監査委員（木林田治男君） 御指名によりまして、昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計の決算審査につきまして報告させていただきます。

本会計は、昭和五十八年二月より老人保健法の施行により設置されたもので、お年寄りに対し医療の給付や医療費の助成を行うことにより、健康で、安心できる毎を送っていただくことを目的としておりまして、七十歳以上の方を対象としております。当年度は、二カ月間の収支決算でございまして、執行率が非